

# 天皇制立憲体制下の公認国民像

——日露戦争前までの議會を中心にして——

小 股 憲 明

## はじめに

本論の第一の目的は、日露戦争までの帝国議會に現れた国民教育論、徳育論を検討することによって、天皇制立憲体制下に於ける公認国民像を明かにすることにある。あらかじめ結論を先どりしていえば、それは忠孝道徳を身につけた「臣民」と、近代的立憲体制を自発的に支えるに足る「立憲国民」との完全な統合体としてあった。そしてこの統合の内実は、資本主義社会に身を処して、その経済発展を支えることのできる実業精神を身につけた「実業の人間」であった。この点を明らかにすることはまた、明治の教育、特にその徳育はもっぱら忠孝道徳や国体イデオロギーを国民に注入するものとしてあった、とされることの多かった従来の研究の欠陥を補うことにもなるであろう。

ただし本論では、議會に現れたいわば最大公約数的公認国民像を問題とするものであり、その結果、細かいニュアンスの違いや、体制そのものに対する批判者たちのいわば非公認の国民像は、考察の対象に入っていないことを最初に断っておきたい。その考察のためには、当然別の視角からの分析が必要であろう。

本論の第二の目的は、明治の教育が、所謂世論や議會の意向を無視し、国家的要求として一方的に国民に押しつけられたのではなく、議會を通して国民的合意を獲得するという方向性のもとに、組織されていった点を示そうとするところにある。

そして実は、明治後半期の教育を巡って我々が撃たねばならない問題点は、そこにこそあると思うのである。しかしこの第二の目的は、本論に於ては、第一の目的との関連で間接的に扱われるに過ぎない。

筆者が、明治期に於ける公認国民像を、単に教育勅語や文教関係の諸勅令・訓令・通達や所謂世論にのみ求めようとせず、外ならぬ帝国議會に於て求めようとするのは、教育政策の形成過程に於て、世論と政策立案者たる官僚とを媒介し、国民的合意を獲得する機関として、帝国議會の占める役割が極めて重要であったと考えるからである。

従体の研究では、法律（勅令）・制度の分析に基づいて、教育政策の決定は議會や国民の関与を全く排して行われた、とされることが多かった。併し法制のみを検討してそこから実態を推断しようとする態度を捨て、教育政策決定の実質的過程を検討するならば、世論を背景とした議會の果たした役割が如何に大きかったかが明かになる。

議會の内外で「勅令主義」を批判し、「法律主義」の教育行政を主張した例がなかったわけではない。しかしそれらは結局、世論の大勢として強力に主張されることは終になかった。だがこのことは、彼等が教育は政府の独占物であると考えていたことを意味するものではない。むしろ

勅令によるか法律によるかという形式の相違を越えて、「勅令主義」のもとにおいても、教育政策形成への参与が、議会を通じて実質的に可能であったことをこそ意味しているとせねばならない。およそあらゆる分野にわたる教育論議の宝庫ともいべき『大日本帝国議会誌』を丹念に繙いて、教育世論や実際の教育政策と仔細に照合していけば、このことは一目瞭然であろう。

### 第1章 教育勅語をめぐる意識状況と議会の德育論—議会開設から日清戦争まで

帝国憲法発布（22・2・1、以下年号は全て明治）と翌年の帝国議会開会（23・11・25）とによって、近代日本の国家体制は天皇制立憲体制として確立され、明治初年以來の国家体制をめぐる議論は終焉した。これ以後政界の対立は、確立されたこの体制の内実を如何なるものとして構築するかをめぐるものとなり、また個人の活動の場も、自由民権時代の政治一元論的発想を越えて、社会的、文化的、実業的世界が広く求められるようになってきた。

新しい時代に相応しい人間像に関して、既に10年代から各方面に活発な議論があったが、それに国家の側から一応の結着をつけ、以後の国民教育論の出発点とも前提ともなったのは、議会開会直前に渙発された「教育ニ関スル勅語」（23・10・23、以下単に勅語と呼ぶ）であった。そこで帝国議会に於ける国民像の具体的検討に進む前に、どうしてもこの勅語の内容と勅語に対する各界の反応とを概観しておく必要があろう。

勅語はまずその冒頭で、水戸学的な国体論に依拠して、忠孝道德を教育の基本理念とすることを宣言したのち、「臣民」の守るべき徳目を列挙している。まず、「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和ニ朋友相信ニ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ」という一連の徳目が提示される。これらは封建的、儒教的であると共に、敢えて強調されるまでもなく日常倫理、通俗道德としての普遍的側面をも持っていた点に注目しておきたい。それ故に、反封建的、反儒教的風潮が支配的であった当時の言論思想界にも、極く自然に異議なく受容されたのであった。

これに続けて勅語は、「学ヲ修メ業ヲ習ヒテ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ」と、社会生活を営む上での個人的能力、資質を問題とした後に、「進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」と、社会への貢献と立憲体制への順応と支持を求めている。これらはどれも、近代的国民としての徳目を提示したものであるとせねばならない。

勅語はさらに「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シテ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ独リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン」と、非常時に於ける忠君を強調し、以上の内容は「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」と誇言して終わっている。

ここに明かな如く、勅語は忠孝道德を基本とし、全ての徳目が結局は「忠良ノ臣民」たる所に収斂されるという構造を持つと共に、個々の徳目として、通俗日常倫理と近代的国民としての個人的資質や社会倫理とを同時に掲げている所に特徴があった。この様にその内容が極めて包括的であったために、勅語はその渙発の意図に反して国民の教育思想や德育論を統一できず、以下本論で述べる如く多様な勅語解釈が可能となった反面、その外面的権威がどこまでも高められていくこととなった。ここに、部分的には「戊申詔書」（41・10・13）による補足を必要としながらも、天皇制立憲体制下の外面的包括的教育理念として久しく機能し得た理由が秘んでいた様に思われる。

では、かかる内容を持つ勅語に対する渙発当時の各界の反響はどうであっただろうか。勅語の渙発自体に異を唱えた者は殆どなく、その内容に関しても国民に必要な倫理を明示したのとして、一様に歓迎されていた。もっとも、各界での勅語渙発に対する反応の仕方は意外に冷静、というよりむしろ冷淡でさえあったといつて過言ではない。

例えば新聞『日本』と並んで国粹主義の牙城として知られた雑誌『日本人』でさえも、勅語渙発に際して、巻末の雑報欄に勅語全文と文部大臣訓示を全くの論評抜きで掲載していたに過ぎない。それ以後暫く、直接勅語をとりあげて論じた記事も見当らない。また『東京経済雑誌』、『教育時論』や半官報的性格の『大日本教育会雑誌』等に於ても、事情はこれと大同小異であった。「大日本教育会」では、その常集會に於ける勅語奉読式挙行の原案が否決されるという場面さえあった。

勅語渙発に対するかかる冷淡な反応は、これらの雑誌が徳育論に無関心だったからではない。それどころかこれらの雑誌上では、時あたかも新しい国民像を求めての論議が活発であった。彼らの殆どにとっては、勅語の内容は極めて自然かつ当然であり、特に異を唱える必要もなければ、殊さら熱烈に歓迎するほどのものでもなかったのである。むしろ彼等には、勅語に大綱的に示された人間像を、立憲政治の開始という今現在に即して如何に具体化するか、ということの方が遙かに重要な関心事であったとせねばならない。

そこでこれ以後、あるべき国民像として忠孝道徳をもっぱら強調する者、立憲的資質に重きを置く者、あるいは自活自營の職業倫理や実業精神に力点をかける者と、実に多様な勅語解釈が競いあふこととなる。その際「忠君愛国」を否定する者はなかった。併しその内実としては、大きく分けて二つの系統があった。一つは、もっぱら天皇や国家への一方的忠誠や服従を説き、非常時に於ける「義勇奉公」を強調する悲憤慷慨的伝統主義的「忠君愛国」の系統である。もう一つは、立憲国民として政治に参与し、また各自の生産活動に従事して、己れが富み国家をも富ますことこそ「忠君愛国」であり、「義勇奉公」もまた戦時のみならず平時日常の間にあつて發揮すべしと主張する自活自營的積極進取的「忠君愛国」の系統である。

この二つの系統の「忠君愛国」は、互いに対立拮抗しつつも完全に排除しあうものではなく、結局全体として一つの勅語解釈を形成していたと見て差支えない。論者たちが明治国家体制が天皇制立憲体制としてあることを承認していた限り、これは当然であったといえよう。とまれ、「忠君愛国」「勅語」はいわばタテマエであり、その内実は論者によって、また時期によって多様だったのである。しかもその際、どちらの系統の論者もその殆どは、天皇や国家と政府とを厳密に区別しており、天皇や国家（理念）への忠誠は必ずしも政府への服従を要求するものではなかった点に注意しておく必要がある。

以上の諸点を確認した上で、次に我々は議會に於ける国民像、徳育論議を検討することとしたいが、あらかじめこの時期の議會に登場した教育議事の主なものを指摘しておこう。

それは、①実業教育費国庫補助法の成立、②義務教育費や教員俸給の国庫補助が政府に対して強力に要請され、極めて不十分ながらその一部が政策化されたこと、③教員・生徒・女子の政治参加の是非が極めて活発に論議されたこと、④教育會議設置の建議が貴衆両院で成立し、高等教育會議(29・12・18)となつて実現したこと(ただし、その内容は極めて不評であつた)、⑤普通教育については就学率の向上が最緊急課題であることが政府・議會の双方によつて繰返し確認

される一方、勅語や徳育論は殆ど登場しないこと、⑥教科書疑獄をめぐって文部省の責任が迫及され、それとの関連で教科書行政のあり方や修身書の内容が問題となったこと、等である。

これらの諸点によって、制度的に議会の関与が許されていた教育財政の外、教育政策の殆どあらゆる分野にわたって議会在が実質的に関与していたことが知られよう。

さて、日清戦争までの初期議会に於ける国民教育論議の特徴の一つは、これ以後の時期とちがって、勅語や国民道徳を直接問題とした案件が皆無であるという点にある。そこで我々は、他の問題に関連してなされた演説や質問の中から、この時期の議会に於ける徳育論議、国民像の特徴を探ることにしよう。まず文教当局者の態度を示すものとして芳川顯正文相（23・5・17～24・6・1）の第1議会での教育方針に関する演説をとりあげよう。

「普通教育は、児童身体の発達に留意して道徳の教育、及国民教育の基礎、并に其の生活に必要な普通の知識技能を授けまして国家の基礎を立、其安寧を保ちまして、人民の幸福を進むるので御座ります。是故に政府は維新以来日々孜々として普く全国の学齡児童をして、就学せしむるの方針を取つて齷齪して居るので御座います。今日より以後も……督励の務を怠らざらんとして居る次第で御座ります」（23. 12. 16 於衆議院、『大日本帝国議会議誌』第1巻518頁、以下単にVI-p. 518. の如く記す）

芳川文相はこのように普通教育の性格を改正教育令（23・10・7）第1条に則って説明し、その目的を「国家の基礎を立」て、「人民の幸福を進むる」というように、国利民福を同時調和的に図ろうとする所に求めており、勅語渙発時の文相であるにもかかわらず、勅語については一言も触れていないのである。ここには、勅語を利用して個人を国家のもとに従属させようとする意図も、学校を国民の思想統制の場にしようとする意志も、全く見られない。所謂「勅語体制」なるものの確立が企図されていたのでないことは明白であろう。

芳川文相のみならず、彼に続く大木喬任、河野敏謙、井上毅、西園寺公望らこの時期の文相は、議会に於て就学率の向上や実業教育の必要を強調することはあっても、勅語や国民道徳について特にとりあげて論じた者は1人もなかった。殊に勅語起草に直接参画した井上文相（26・3・7～27・8・29）が、議会に於て勅語に一言も言及することなく、もっぱら実業教育費国庫補助法の成立を懇望していた姿は極めて印象的である。

従来の研究では、教育勅語の渙発と教育法規の勅令主義の慣行の成立を以て「天皇制教学体制」が完成し、国家は教育を通じて国民を支配するようになり、「臣民」に対する「国体主義イデオロギー」の注入が社会の隅々まで貫徹した、とされることが多かった。なるほど制度や法令のみを以て明治教育の分析を事足りりとするならば、かかる錯覚に陥ることも故なしとしない。たとえば芳川文相は勅語渙発の翌日勅語奉承に関する訓示を発し、また「小学校祝日大祭日儀式規程」（24・6）には、三大節の儀式では勅語を奉読し、勅語に基づく訓示をなすべきことが定められた。さらに「小学校教則大綱」（24・11）によって、修身教科書も勅語の趣旨に基づいて編集され、検定されるようになった。

併しこれらの外面的事実から直ちに、「国体主義イデオロギー」が浸透し、国家が教育を通じて国民を一元的に支配するようになったと結論するのは誤りである。特に「国体主義イデオロギー」を天皇や国家に対する国民の無限の服従や先の悲憤慷慨的忠君愛国精神の謂だと解するならば、猶更である。忠君愛国の内容の多様性や勅語に対する各界の冷淡な反応は既に指摘した通り

である。また一番肝腎の小学校就学率は、勅語渙発の23年で僅か48.9%に過ぎず、実に学齢児童の2人に1人は学校教育と無関係であり、従ってまた勅語を「注入」される機会すらなかったのである。

この時期の衆議院における勅語のとりあげられ方は、以上検討してきた国家官僚の態度と好対照をなすものであった。衆院に於ては、周知の教科書疑獄に関するいくつかの質問書が第4議会と第6議会とに提出され、教科書行政に関する文部省の責任が問われた。その際、勅語の趣旨を奉戴して徳育のお手本たるべき文部省の役人が自ら反道徳的行為をすることは何事ぞ、といった論旨の追及の仕方が一般的で、勅語は議員達によってまず文部省攻撃の具として用いられたのだ。

ここではそれらの質問の中から、この時期に勅語解釈にかかわる具体的論議が展開された殆ど唯一の例ともいえる「帝国普通教育の主義並に其教科書検定に関する質問」(27・5・31, 於第6議会, 柏田盛文, 厚地政敏〈国民協会〉提出)をとりあげることとしよう。厚地はその質問演説の中で、修身教科書は「忠君愛国の教」に反し、「勅語の趣旨に悖反」しているとして、次の如く批判した。

「人を愛するのは己を愛することにもなり、人に幸福を与ふれば己れも幸福になると云ふて総て是れは利益交換主義より出た所の薰陶の仕方である。又親に孝なるものは国に仕へ自ら忠義の名をも得るぞかしと云ふて総て自分の名誉を博せんが為に君に忠し親に孝すると云ふ教で」(27・6・1, V2-P1765)ある。

厚地はさらに、納税や兵役を「国民の義務」として教えるのは、勅語の精神に反しており、それは「我国民の義務にあらずして、我国民の本分であると私は思ふ」(同上)とまで主張した。即ち、権利義務の観念や「利益交換主義」は徳育の中に「個人主義」を持ちこむものであって、到底勅語と相容れないというのが彼の言い分であった。

かかる主張は、言うまでもなく先の悲憤慷慨の忠君愛国の系統に属するものであるが、実は当時の言論界の大勢からは「偏狭にして頑迷固陋なる忠孝主義」として、厳しく批判されていたものであった。この時の文相は井上毅であったが、この質問書が提出された翌日に議会在解散され、その為には答弁書が未提出のままに終わっているのは残念である。

以上この時期の議会については、勅語が文部省攻撃の格好の材料として利用されると共に、議院内最右翼たる国民協会から保守主義の忠孝道徳が主張されたのに反し、国家官僚の側からは勅語や国民道徳について特に言及されることはなかった、という特色を指摘することが出来る。

このことは、国家官僚にとっては、いまだ封建的秩序意識の中にまどろんでいる大多数の民衆を覚醒させ、教育の場へと引きつけて就学率の向上を図り、彼等をして自主独立、自治自営の能力を身につけた実業的国民たらしめるといふ、開明的方針の実現こそが現実的課題であったことを示している。同時にまた、国民協会に代表される伝統主義者たちは、新たに芽生えつつある資本主義的秩序意識が、彼らが依拠する封建的秩序感覚を破壊しようとすることに對して、強い警戒心を抱いていたことをも示しているといえよう。

## 第2章 国民教育の三本柱—実業精神・忠孝精神・立憲精神—日清戦争から日露戦争まで

日清戦争の勝利は日本国家の国際的地位の変化をもたらし、激しい国際競争の中で如何にして

国家的発展を図っていくかが、戦後の最大課題であるとされるに至った。そこで国家官僚は、戦時に於て遺憾なく発揮された国民の国家意識をして、再び日清戦争以前の状態に逆戻りさせることなく、平時に於ても持続させ、彼らをして「戦後経営」という国家的目的を積極的に担い得る国民たらしめることを、この時期の国民教育の重要な課題と見做した。

だがこのことは、国家官僚が国体教育や天皇への忠誠心教育を以て国民教育の重要課題とした、ということの意味するものではない。日清戦争開戦直前まで藩閥政府に対する厳しい対決姿勢をとっていた民党や世論も、一度開戦するや一朝にして挙国一致の城内平和に協力したことに意を強くしていた彼等は、有事の際に於ける国民の愛国心、忠誠心に関して殆ど憂える所はなかったといつてよい。

むしろ国家官僚の主要な関心は、列国に比して圧倒的に立ち遅れている生産力を発展させ、国際競争力を蓄えることにこそあった。それ故この時期、彼らの国民教育に於ける最重要課題は、日清戦争以前の開明路線を忠実に踏襲し、就学率の向上を図ると共に、実業的国民を養成することにあった。即ち列強との国際競争という国家のおかれた現状を認識すると共に、めざましく発展しつつある資本主義のもとで、己れの富と国家の富強とを追求して止まない積極進取の実業人こそ、国家官僚が最も望んだ国民像であった。

第一次伊藤内閣の西園寺公望文相(27・10・3-29・9・28)がこのような立場から所謂「世界主義」を唱えて「日本主義」との論争をひきおこすと共に、言論界の大勢に歓迎されたのは周知の通りである。彼は戦中戦後教育現場に広汎に現れていた軍国調や排外ナショナリズムの風潮に対し、いたずらに日本魂や「偏曲卑屈」の忠孝主義を鼓吹することは、教育者として慎しむべきであると厳しく批判した。そして徳育について「文部省今後の方針は、之(国家主義)を固執せず広く文明的道徳を基礎とすべし」(28・5・20, 於師範学校長会議, 『教育時論』364号)との方針を明かにしていた。

西園寺はさらに第二次伊藤内閣文相在任中(31・1・12~31・4・30)、従来の勅語の外に、新しい状況に適した新教育勅語の渙発を天皇に内奏し、その内諾を得ていた。これは彼が在任僅か3ヶ月半で文相の座を去ったことにより実現こそされなかったが、彼が勅語は国民教育上の指針として不適當、ないしは極めて不充分であると認識していたことが知られよう。

では軍人出身の樺山文相(31・11・8~33・10・9)の国民教育に対する意見はどうだったであろうか。彼は教育方針に関する第13議会での演説の中で、就学率の向上、教員養成の充実、中・高等教育機関の拡張、教育費国庫補助の必要等を訴える一方、徳育についてはかなり悲観的な見解を示していたのである。

「此精神の教育と云ふことになりましては、こりゃあ私に於てどうも諸君に対して確言することは出来ませぬ……技芸上のことは形の上に見えますが人物の養成と云ふことはこりゃあ非常なる困難であらうと考える……どうも私が今日此精神の教育に就きましてはどうも言葉には申されませぬ」(32. 2. 8, 於貴族院 V4-P1328)

もっとも、これでは文相として無責任との批判を予想してか、彼はこれに続けて、「併ながら精神的教育は結局学問と云ふものゝ根底ぢやらうと考へます……智徳平行して始て……満足なる帝国の列国に対(峙)する教育が出体のぢやらう」(同上)と補足した。併しそれでも、勅語という言葉は樺山文相から一度も発せられなかったのである。

結局、リベラルな傾向があったとされる西園寺のみならず、軍人文相であった樺山もまた、「勅語教育」を積極的に推進する意志はなかったというべきであろう。

ちなみに、第1期国定修身書高等小学校第2学年用(36・10)の目次を第1課から順に示せば次の如くである。即ち、「家庭」「主人と召使」「徳行」「朋友」「度量」「迷信」「勇氣」「自立自営」「忍耐」「勉学(1)(2)」「正直」「同情」「人身の自由」「慈善」「天皇陛下(1)(2)(3)」「公民の心得」「公衆衛生」「公益」「産業をおこせ」「産業に工夫をこらせ」「職業」「僥倖」「国民の務」「よき日本人」、そして巻末の勅語本文。

日常通俗倫理や社会倫理と並んで、実業的精神の涵養に特に注意が払われており、また第2期国定修身書(43・3)の冒頭に配された「皇大神宮」「忠君愛国」「忠孝」「祖先と家」等が欠けている点が注目される。総じて西園寺の世界主義の主張に沿って編集されており、この時期の文部省が如何なる国民を期待していたか、如実に示されているといえよう。

以上の点を念頭に置いてこの時期の議事を眺めるとき、そこには国民教育に関して国家官僚以上に勅語至上主義的であり、かつ立憲主義的でもあるという衆議院の姿が浮かび上がってくる。その具体的検討に移る前に、第1章の例にならって、あらかじめ教育議事全般の主な特色を指摘しておこう。

この時期の特色は、①授業料全廃や教育費国庫補助が繰り返し主張され、部分的ながら政策化されたこと、②清国償金の一部を教育費に充てる請願・建議が多数提出され、普通教育基金1000万円として実現されたこと、③就学率の向上がひき引き重要課題であるとの共通認識のもとに、その向上策が種々論じられたこと(教育費の国家負担も地方費軽減の必要と並んで、この観点から主張される場合が多かった)、④実業・普通双方の中等・高等教育機関の拡張・新設の建議・請願が相次いで現れ、その多くは明治末年に至る過程で漸次実現されたこと、⑤従来殆ど提出されなかった神道や神社行政に関する請願・建議が多数登場したこと、等である。

さて、国民教育に関する具体的議事の検討に移ろう。この時期になって初めて、議会(衆議院)に直接勅語を問題とした建議案や質問書が登場したが、それらは、学校のみならず一般国民にまで勅語を普及させることを、繰り返し政府に要求していた点に特徴があった。

まず鈴木重遠(三四倶楽部)が第14議会に「勅語に関する建議案」を提出して、この要求の口火を切った。その内容は「教育に関する勅語は全国の諸学校に於て奉読するも国民の全般に及はず熟々現時の趨勢を視るに徳教頽廃し世道人心將に危殆に赴かむとす而して之を矯正するの道……一般国民をして該勅語を服膺せしむるに如くなし故を以て政府は之を国民一般に奉せしむるの方法を訓示せられむことを望む」というものであったが、本会議に於て異議なく即決で可決された。

鈴木は次の第15議会にも「勅語普及に関する質問書」を提出し、先の建議に対して政府が如何なる措置を講じたかを問うた。文部省の答弁は、現に各学校に於て、「常に勅語の旨趣に基づいて徳性を涵養する事とし以て聖旨の在る所を貫徹せしむる事を怠らず故に勅語の旨趣は啻に学校のみならず自ら一般国民に及ふべきものと信ず」(33, 3, 24, V 5-P 1219 文相松田正久)というものであった。

つまり文部省としては何らかの具体的措置を講じてまで一般国民に勅語を普及させる意志はないというのである。併しそれを端的に表現せず、学校に於ては勅語の貫徹に努めております、と

表現した所に、タテマエ上あくまで勅語を尊重すべき文部省として、如何にして衆議院のこの過激な要求をやんわりとかわすか、という苦心の跡が窺えよう。

もっとも衆議院はかかる答弁に満足せず、続く第16議会に於ても、安倍井磐根〈無所属〉提出の「勅語普及に関する建議案」(35・2・28)を全会一致で可決し、文部省に対して重ねて具体的施策を要求した。併し文部省は、この度重なる要求に対して表面上の賛意にもかかわらず、これ以後も格別の措置を講じようとはしていない。この時期、政府・文部省にその意志はなく、仮にあったとしても、学校以外の公共施設や社会教育施設も殆どなく、就学率(32年で72.8%、33年で81.5%)の向上こそがいまだに重要課題であるような状況下で、一般国民にまで勅語を普及させ服膺させる様な事が実現できるわけもなかったのである。

従って文部省はかかる衆議院の突き上げを受けて戸惑っていたというのが実情であろう。ただし、衆議院の主張も、実は一般国民への勅語の外面的形式的普及を主眼としたものであって、勅語を利用しての思想統制を意図するものではなかったのである。

この時期の衆議院ではまた、周知の勅語撤回論の風説を巡って提出された「勅語に関する質問書」とそれへの「答弁書」によって、勅語に対する批判が公式的には全く不可能であることが示された。

この質問の提出者である安倍井磐根は、その「質問書」で「勅語に対し近來数種の新聞雑誌に顕れし所の撤回説なるものあり実に恐懼に堪えざる次第」(於第15議会、34・2・19、V5-P1119)と述べ、質問演説に於て「斯様なる不祥なことは日本臣民としてあらざべきことでないと思ひます」(34・3・20、V5-P1133)と断言した。同時に彼は、この事件に関する『日本主義』『教育時論』『太陽』など5種類の新聞雑誌の記事を提出したが、それらは「参照」として速記録に記載されている。

それに依ると、勅語撤回論を是とするものは皆無で、どの記事も激越な非難の言葉に満ち満ちている。例えば雑誌『太陽』は、「今更言ふまでもなければども教育勅語は国民の大道を示し給ひて万古また動かざるもの也……之を撤回せむとするものは皇室の大不敬漢也国家の大罪人也日本国民にあらざる也一日も日本の土を踏ましむべからず」(V5-P1133~4)とあらん限りの悪罵を投げかけている。

ここには、皇室や勅語が、(その現実のあり方や内容とは別に)まさに皇室であり勅語であるが故に尊ばれるというタテマエが、言論界で既に完全に定着していたことが示されている。但し、このことは言論界に悲憤慷慨的「忠君愛国」が一般的であったことを意味するのではない。言論界に於てはこの時期も、自活自営的「忠君愛国」の方が大勢を占めていたからである。ただこの両系統の「忠君愛国」は互いに浸透しあい融合しあう過程が進行しつつあったとはいえよう。皇室や国家への忠誠心に富むと共に、立憲国民としてその忠誠心を「活発有為」な実業精神として発揮する国民が、この時期の言論界に於けるいわば最大公約数的「期待される人間像」であった。

安部井の質問に対する政府の答弁は「……文部省中に勅語撤回の議ありたりと云へるは事実全く無根なり又文部省職員中嘗て此の如き説を唱へたる者なし」(34・3・23、V5-P1190 文相松田正久)というものであった。

果して「事実全く無根」であったか、はなはだ疑わしい。これより3年前の西園寺の新勅語発布の計画や、この事件を取り扱った記事がかなり具体的に詳細であることなどに照らし合せて見

るとき、勅語を冷静な目で見直し、日清戦後の状況により適した道德標準を示し直そうとする動きが、修身書起草委員を中心とする文部省の一部にあったであろうと推察する方が妥当ではなからうか。

だがそのような試みは、世論と議会とによって完膚無き迄に粉碎されて終った。それは彼等が勅語の内容を「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス」と理解していた事の他に、天皇や勅語の權威は、明治国家体制に於て、現実の政府に対する最も有効な批判の原理を提供するものであり、それ故それらは彼等にとってどこ迄も尊重さるべきものとしてあった事に起因している。世論や議会の政府攻撃も、天皇や勅語の理念（忠君愛国）に依拠して政府を断罪するという、いわば忠誠心競争の形をとって行われることが多かったのである。

とまれ、政府の答弁は先に示した如きものであった。そこには、事実と認めれば文相のみならず内閣の命とりともなりかねない事への危惧と共に、勅語撤回論や勅語の内容の是非が世間の論議の対象となること自体を回避せねばならないとする配慮もまた働いていたのではないだろうか。それを許すことは勅語のみならず、ひいては皇室の權威をも相対化することにつながるからである。（皇室や勅語といった体制イデオロギーの根幹に関わる論争それ自体を回避するという国家官僚の態度は、これ以後も一貫しており、それはたとえば明治末年の南北朝問題に際しても遺憾なく発揮されたのである）。

従って国家官僚にとっては、自らの内部に於てではなく、国民の側から勅語の是非が論議されることは何としても回避したい所であった。その様な事態を招くよりは、「勅語の趣旨」を楯にした政党勢力や言論界の攻撃を甘受し、勅語普及を迫る衆議院の突き上げの前に叩頭する方が、遙かに望ましい事だったのである。かくて、勅語批判は官民を通じてタブー化していた、あるいはこの時点で完全にタブー化したことが、議会内外で確認された。

政府に対して一般国民への勅語普及を迫った衆議院は、また同時に学校に於ける立憲教育の必要をも訴えていたことを見落してはなるまい。立憲教育の主張は、議会に於ては、日露戦後になって本格化し、幸徳事件を契機として特に強調されるようになり、大正デモクラシーの潮流ともからまりつつ展開していくのである。この時期の主張はその先駆的現れと見做し得るのであるが、見逃し得ない論点を含んでいると思われるので、以下立憲教育に関する衆議院の論議を検討しておこう。

まず第12議会衆議院に於て、利光鶴松（自由党）より「代議士選挙に関する心得方を小学校教科書に編入するの建議案」が提出された。その内容は、選挙に伴う賄賂等の悪弊を杜絶する為の選挙心得を小学校の教科書に入れよ、というにあった。利光はその主旨説明に於て、立憲政体の完美を期するには教育の力に依るしかないとして、次の如く主張した。

「法律を幾ら改正して見ました所が、……選挙者の頭が不完全で、立憲的智徳が欠乏して居りました時分には、決して此立憲政体を根底から完美にすると云ふことは望まれない……今日我国の此徳育の方針を見ますのに……忠孝の二字を以て……徳育の源と致してあります。元よりこれは結構のことで、是非さうなければなりませぬが、……私は忠と孝との此外に人には、必ず愛国の觀念を養成することが必要と考へます。殊に此憲法政治を行ひます以上は、どうしても此觀念を養成するが必要であらふと思ふ……（賄賂や情実によって）誰にでも彼にでも唯無暗に投票すると云ふことは、実に愛国の本義に背く、其結果は実に立憲政体の消長に関するような結果に

相成る」(31・5・28, V4-P985-6)

勅語の中心徳目たる忠孝の外に、愛国心教育の必要が説かれ、しかも愛国心教育＝立憲教育と捉えられている点に注目したい。「選挙心得」という極く卑近な現れ方をしてはいるが、利光は明かに、立憲体制を自発的に支えるに足る立憲国民の養成を説いていたのであり、そこに於て立憲教育＝愛国心教育と位置づけていたのである。10年代と異なり、今や議会内政党としてあった自由党員にいかにも相応しい発想であった。

この建議案に関して、本会議、特別委員会を通じて活発な討議が行われた。まず堀家虎造(自由党)は、「教育と政治との混同すると云ふやうな嫌はありはしまいか」(31・5・28, V4-P986)と、政治と政治的教養とを区別しない所から起こる疑問を提した。この点は提案者の利光から判然と区別すべきであるとの説明がなされ、それがこれ以後の衆議院に於けるほぼ一致した認識となっていた。

高橋松斉(進歩党)は、趣旨は賛成だが、態々選挙心得を小学校で教える必要はなく、「教則大綱」に則って「徳育の涵養を十分に致して教育の普及(当時の就学率68.9%)を図りさへすれば宣しいことと思ひます」(31・6・1, V 4-1022)との立場を表明した。鈴木友治郎(無所属)もまた「選挙における弊害に重きを措いて、教育とか徳育とか云ふ方に重きを措かないもの」(同上 P 1023)だから反対であると主張した。

他方門場尚経(進歩党)は、極めて注目すべき提案を行った。即ち彼は、選挙心得のみでは「立憲政体の完備を期すると云うにはまだ足らぬからして」一層進んで「代議政体に係る一般のことを所謂公民読本の如きものとして」1冊の教科書を作るべきだと主張したのだった。彼はこの主張にそって建議案を修正することを提案したが、それは提出者たる利光の同意を得られなかったので、この建議案には「已むを得ず私は反対」(同上 P 1022-3)すると述べた。

これらの議論に対して、北島伝二郎(進歩党)は「三百の代議士中誰も賄賂を以て選挙された者は一人もない……是を議会で議決して建議すると云ふことは、甚だ怪しからぬことである。実に此議場の神聖を瀆すことと考へます」(同上 P 1023)と、議員心理としてのタテマエから、断固反対の立場をとった。これは提案者にとっては思わぬ伏兵であった。

結局この建議案は委員会に続いて本会議でも否決された。提案者の利光がいう如く「別段此建議(の趣旨)には反対はないのであります。反対がなくして否決になつたといふ如何にも妙な結果」(同上 P 1022)となつたのである。「立憲政体の完備を期する」ことに反対の者は1人もいなかったにもかかわらず、選挙心得という余りに卑近でホットな問題として提起されたことと、おそらく提出者の属する自由党(98名)と進歩党(91名)との確執が絡みあって、否決されたものであろう。

この経過で注目すべきことは、立憲教育が必要との議場の共通認識が既にほぼ形成されており、かつ「公民読本」を作るべしと主張した門馬を含めて、この建議に賛成の者も反対の者も、皆一様に立憲教育を徳育の一環であると見做していたということである。

かくてこの時期、衆議院大多数の見解は、忠孝道徳と立憲的素養とを徳育の二本柱とし、その両者を以て「忠君愛国」の内容とするものであったといえよう。この両者は、天皇主権下の立憲体制の公認イデオロギーとして、車の両輪の如き密接不可分の関係にあり、彼等にとってそのどちらが欠けてもならないものであった。その際勅語は議員たちによって、忠孝道徳に重きを置い

て解釈されるのを常としたが、それは立憲教育と何ら矛盾するものではないと彼等によって意識されていた。かつ勅語の内容の側からいっても、それはもともと立憲教育を排除するものではなかったのである。

かかる共通認識のもとに根本正、安藤亀太郎（政友会）は、第16議会に「普通教育教科書中憲政の要旨編入の建議案」を提出した。その主旨は「憲政の完美を期するには国民をして政治上普通の知識を養成し議員を選挙し以て其の生命財産及権利を保護せしめざるへからず」（35・3・6, V 5-P 1797）というにあったが、根本はさらに演説して次の様に述べた。

「立憲政治の人民は宜しく権利義務と云ふことを知りませぬければなりませぬ……故に此普通教育に於て憲政の完美即ち如何なるものが人民の権利であるか義務であるかと云ふことを幼少のときに教へたならば必ず立派な憲政が行れる訳であります」（同上, V 5-P 1797-8）

この様に根本はもっぱら権利義務の教育を強調した。この建議案は委員会に付託され、そこに於て「全然同意する」という政府委員の賛意をも得て、本会議に於ても1人の異議なく全会一致で可決された。

安倍井磐根の「勅語普及に関する建議案」を全会一致で可決した同じ第16議会に於て、この建議案もまた全会一致で可決されたという事実には、忠孝主義と立憲主義が明治国家体制の公認イデオロギーとしてあり、議会によって徳育の二本柱として要請されていたことが、如実に示されているといえよう。日露戦後、明治末年になって「体制の危機」が意識されるや、危険思想の防止、国民思想の健全化、国民道徳の確立が議院内で超党派的に強調されると同時に、立憲思想の養成、政治的智徳の涵養もまた一層増幅されつつ力説されたのも、故なしとしない。

猶、36年の第1期国定教科書の修身書や国語読本中に、立憲体制の要旨、地方自治体や帝国議会選挙の重要性、投票の心得が編入されたのは、この建議の趣旨に基づいたのではないかと推測される。

以上に明かな如く、衆議院は政府以上に忠孝的かつ政府以上に立憲的であった。一方政府、文部省はさらに一步を進めて、実業的精神の涵養をも徳育の中心課題にすえ、修身書に於てもそれを強調することを忘れていなかった。ここに於て、天皇制立憲体制下に於ける公認国民像は、忠孝精神、立憲精神に富んだ実業的人間として定立されたのであった。

猶最後に、この時期の貴族院に於て、教科書問題等との関連で議論されることはあっても、直接勅語や国民道徳を問題とした建議案、請願、質問書が全くなかったことを指摘しておこう。これは貴族院の性格上自から何かを発議する必要がなかったことや、政争といまだほぼ無縁であった点に起因していると思われる。後に貴族院の政党系列化（第二衆院化）が進行するにつれて、同院での徳育、国民思想に関する議案が増え、しかもそれがしばしば政府攻撃に利用する形で取り上げられている点に、議会内での徳育論争の扱われ方の一つの特徴が典型的に示されているといえよう。

## あ と が き

以上日露戦争までの帝国議会を中心に、天皇制立憲体制下に於ける公認国民像の特徴を検討してきたが、この時期の議会で見える限り、各政党間に忠孝主義と立憲主義のどちらをより強調するかという差異は、殆どなかった。外見上権力の直接的発動とは最も遠い所にあると見られる所謂

世論も議会も、完全に体制イデオロギーの枠内にあり、国民道徳論を巡って、支配—被支配の構造の最も深い所に組み込まれていたと考えられるのである。

本稿では、議会が教育政策の形成に決して無関係でなかったことを、不十分なが示したに止どまっているが、実は筆者は、教育世論—議会—政策化—世論という統治形態の一作用としての循環構造が、明治後半期の教育を規定する構造として形成されていたのではないかと考えるのである。しかしこの点は、イデオロギーを巡る問題よりも、教育財政や教育制度等の現実的諸課題を巡る問題の検討によって、具体的に明かにされるであろうと考える。その検討を通じてまた、タテマエとして等しく「勸語」や「忠君愛国」に依拠しながらも、現実的諸課題を巡っては相互に鋭く対立する政府、各政党、世論の各々が意図したベクトルの相違が、具体的に示されるであろう。そこに於ては、制限議会であった所に起因する諸制約についても考察される筈である。これらは今後に残された研究上の重要な課題である。

「教育勸語と改正教育令の公布は、民衆の教育に対する疎外意識の形成、すなわち教育はお上のもので自分のものではない、という思考態度の形成に決定的な条件となった」（小松周吉『教育学全集3近代教育史』小学館）とする見解もあるが、これは大いに疑問である。明治初年以來、「教育はお上のもの」とする民衆の根強い意識に働きかけ、教育を国民の意識の内に「自分のもの」として定着させたいというのが、文部省をはじめとする国家官僚の一貫した意図であった。

抑々教育が「お上のもの」である間は、教育を通じての国民統合や国民支配など不可能である。民衆が教育を「自分のもの」と考えはじめた時点に於て、それを前提として、国家による公教育を通じての国民支配もその可能性を持つに至るのである。その意味で、明治の教育もまた、社会や国民の教育要求を汲みあげて国民的合意を獲得しつつ、それを国家的目的にそって組織するという方向性のもとに形成されていったといわねばならない。

ただし如上の実態が完成するのは、国民に於ける教育熱の定着（それは明治末年義務教育年限2ヶ年延長の際に如実に示された）を待ってのことであり、国民は文部省、国家官僚の期待する如く、明治の全期を通じて、教育を「自分のもの」とする意識を次第に身につけていったのである。これを明かにする為に、今回筆者が意図しながら紙数の関係で果たさなかった、日露戦争以後、大正臨時教育会議に至る過程の分析が不可欠であるので、引き続きその分析に着手したい。

「支配は、支配される者が、自己を解放するという形でその網の目にかかることにおいて真の支配たりうる」（尾崎ムゲン「明治末年における教育の構造変化について」『季刊社会思想2-4』所収）のだとすれば、明治教育に於て我々が問題とすべきは、それが持つ「前近代的」、強権的側面ではなく、むしろ国民が教育によって自己を解放しようと意図することによって、支配の構造に深く組み込まれていくという公教育の本質でなければならない。我々は、明治教育を過小評価して、その最も低い点で批判するのではなく、明治の教育が不完全ながらも近代公教育体制として構築されていった点に着目し、その構造を明かにした上で、それを総体として批判する視点を獲得せねばならないと考える。

（後註） 勸語に対する各界世論の反応については、本山幸彦編著『明治教育世論の研究(上)(下)』（福村出版）に詳しい、また各界の教育世論についての詳細も同書を参照されたい。

（博士課程大学院生）